

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 特定計量器定期検査の実施……………一
- ……………（生活文化スポーツ局計量検定所検査課）…一
- 建築基準法による一団地の区域……………一
- ……………（都市整備局市街地建築部建築指導課）…一
- 保安林の指定施業要件の変更予定……………一
- ……………（産業労働局農林水産部森林課）…一
- 軽油引取税に係る特約業者の指定……………二
- ……………（主税局課税部課税指導課）…二
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………二
- ……………（産業労働局商工部地域産業振興課）…二
- 令和四年七月十五日付交通局規程第四十五号……………三

告示

- 東京都告示第七百三十四号
- 計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項及び
- 特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十
- 号）第三十九条第一項の規定により、特定計量器（皮革面

積計を除く。）の定期検査を次のとおり実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

令和五年六月十二日

東京都計量検定所長 戸澤 五

- 一 検査地域 小笠原村
- 二 検査対象 非自動はかり（分銅及びおもりを含む。）
- 三 検査期日 令和五年七月十三日から同月二十二日まで
- 四 検査場所 (一) 特定計量器（皮革面積計を除く。）の所在の場所において、検査を実施する。
- (二) (一)のほか、東京都計量検定所（江東区新砂三丁目三番四十一号）において、午前九時から午後四時三十分まで検査を実施する。

東京都告示第七百三十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十六条第一項の規定による認定をしたので、同条第八項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和五年六月十二日

東京都知事 小池 百合子

- 一 対象区域の地名地番及び認定年月日
- 対象区域の地名地番 認定年月日

港区南青山三丁目八十五番二、百十九番の一部、百四十九番一から同番九まで、百五十番一、同番二、百五十一番、百五十二番一から同番三まで、百五十五番、百六十番一、同番二、百六十一番から百六十五番まで並びに百六十八番から百七十番まで及び同番二から同番五までの各一部、同番六並びに同番七及び同番八の各一部

令和五年五月十七日

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課（東京都庁第二本庁舎三階中央）

東京都告示第七百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定であるので告示する。

令和五年六月十二日

東京都知事 小池 百合子

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
- 八王子市高尾町二五六九番、二五七〇番、二五七三番（次の図に示す部分に限る。）、二五七四番から二五七八番まで
- 二 保安林として指定された目的
- 名所又は旧跡の風致の保存
- 三 変更後の指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び八王子市

役所に備え置いて縦覧に供する。

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

八王子市高尾町二五九番、二五七〇番、二五七三番

(次の図に示す部分に限る。)、二五七四番から二五七八番まで

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び八王子市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

軽油引取税に係る特約業者の指定について

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百四十四条の九第一項及び東京都都税条例(昭和二十五年東京都条例第五十六号)第一百三十六条の六第一項の規定により、特約業者を次のとおり指定した。

令和五年六月十二日

東京都知事 小 池 百合子

氏名又は 代表者の 主たる事務所又は 指定年月日

名称 越智産業 越智 昌子 千代田区飯田橋二 令和五年六月

株式会社 丁目二番一号 一日

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和五年六月十二日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。

令和五年六月十二日

- 一 店舗名 東京都知事 小 池 百合子
- 二 店舗所在地 品川グランドコモンズ
- 三 設置者名 港区港南二丁目十六番一号ほか 三井住友信託銀行株式会社ほか四名
- 四 設置者住所 千代田区丸の内一丁目四番一号ほか
- 五 変更を行った設置 大東建託株式会社

者名

六 変更前の設置者の 代表者名 小林 克満

七 変更後の設置者の 代表者名 竹内 啓

八 変更日 令和五年四月一日

九 届出日 令和五年五月二十五日

十 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十一 縦覧期間 令和五年六月十二日から同年十月十二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十二 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

正 誤

○令和四年七月十五日付交通局規程第四十五号

ページ一段一行 誤 正

増刊65 一四上 八 第九条 () 第九条

発行所 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 郵便番号 163-8001 定価 三〇円 印刷所 勝美印刷株式会社 東京都文京区白山一丁目十三番七号 電話 〇三(三三二二)五二〇一(代) 郵便番号 113-0001